

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第6号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を削り、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、この条例の施行後にされる人事行政の運営の状況の報告について適用する。